



長濟奉行
箱館奉行

西書局
中
石 織部 正

表
中
松平 成 敬 女 補
松平 出 雲 守
松平 大 藏 出 補



114
A 671

大正十一年
大隈侯爵
贈月

1163



覽

長崎箱館表
三ノ上ノ銀道
及旨嘆
三ノ上ノ月相常ノ家
貨波積工出得

長崎箱館表
可申遣
申

長崎箱館表
長崎箱館表
長崎箱館表

長崎箱館表
箱館表

覽

箱館表
三ノ上ノ銀道

英生月為海拉達事

英咭利人書簡

貌利太尼亞格外公使令權三ニストル

正キセルレシ

ルセルワールトアールコウク

先般對話一初長崎本云箱館西所

於而コンシエル館賃借り度旨中ウらま
しよりしき意意し於る條約の旨
まると是より其地租支不成分個人
お力ても於る会館後私コンシエルも法則を
遂げし取斗旨両不奉行し余以下一れ
け限り入度めけしある是確言

安藤元中 年七月十七日

脇坂中勢左輔在押
安藤對馬守在押

414
A 67

大正十一年
四月一日
侯爵

弟松田守
於長崎表親利太尼皇女王殿下コレニテ
千八百七拾三年四月一日即今二月廿二日

君

一 尚表親利太尼皇コレニテニテニテニテ
親トシテ通達管トシテ南ニテ
ヨリ下トシテ全表成トシテ日トシテニテニテニテニテ官

山沙法、坂江戸を向龍利太に要王殿下
のニニストル友より拙者長懸念城中扶を
地新し海江江戸表より取極てお集らる
免し角し右横士官拙者方より送
はら後保くお願ひお具謹言

龍利太に要王殿下コレ元
シヨリエスモリリ

長崎奉行より下

右文書和解付

二月廿三日

横山又介

